



奈良労働局公示第51号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	日本建機教習所株式会社
登録教習機関の住所	和歌山県橋本市東家6丁目5番22号
代表者職氏名	代表取締役 杉本 賢哉
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	日本建機教習所株式会社 和歌山県橋本市東家6丁目5番22号
行うことができる技能講習	フォークリフト運転技能講習 玉掛け技能講習
登録年月日	令和元年9月20日
登録更新年月日	令和6年9月20日
登録の有効期間の満了日	令和11年9月19日
登録番号	第27号

令和 6年 8月 8日

奈良労働局長

